

平成 29 年度
宿泊施設における受動喫煙防止対策実態調査
報告書

はじめに

東京都は、平成25年3月、「東京都健康推進プラン21（第二次）」を策定し、たばこによる健康影響を防止するため、喫煙の健康影響についての普及啓発や未成年者の喫煙防止、受動喫煙の防止、禁煙希望者への支援等に取り組んでいます。

受動喫煙防止の取組については、健康増進法（第25条）で受動喫煙防止の努力義務が規定されている施設管理者を対象とした研修会や、都民・飲食店向けのリーフレット、職場向けのハンドブックの作成・配布などを行っています。

今回、受動喫煙防止対策の強化に向けて、宿泊施設の現在の取組状況を把握し、今後の施策の参考とするため、調査を実施しました。この報告書は、その調査結果を取りまとめたものです。関係者の皆様の受動喫煙防止対策に役立てていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施に当たり、御協力いただきました宿泊施設の経営者・管理者の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成29年11月

東京都福祉保健局保健政策部長
矢内 真理子

第1部 調査概要

1 調査目的	3
2 調査期間	3
3 調査設計	3
4 アンケート回収結果	3
5 この調査における禁煙・分煙の定義	4
6 その他	4

第2部 調査の結果

1 回答者の属性	7
(1) 業種	7
(2) 経営形態	8
(3) 客室数	9
(4) 従業員数	10
(5) 施設（客室・厨房・共用部分）の面積	11
(6) フロントロビーの面積	12
(7) 施設内の飲食店管理権限者	13
2 受動喫煙に関する知識	14
(1) 健康への影響の認知度	14
(2) 健康増進法上の努力義務の認知度	15
(3) 受動喫煙防止対策の具体的内容についての認知度	16
(4) 受動喫煙に関する情報の入手方法	17
3 禁煙・分煙対策の状況	18
(1) 屋内の禁煙・分煙の状況	18
(2) 屋内の共用部分（フロントロビー等）の状況	19
(3) 客室の状況	20
(4) 宴会場の状況	21
(5) 飲食店の状況	22
(6) 対策をしていない理由	23
(7) 受動喫煙防止の取組を行っている理由	24
① 全体	24
② 全面禁煙とした理由	25
③ 屋内は分煙とした理由	26
(8) 取組開始時期	27
(9) 取組を実施したことによるメリット	28
(10) 取組を実施したことによるデメリット	29
(11) 宴会場の受動喫煙防止の取組開始時期	30
(12) 宴会場における取組を実施したことによるメリット	31
(13) 宴会場における取組を実施したことによるデメリット	32

(14) 今後の受動喫煙防止対策の予定	33
① 全体	33
② 全面禁煙をしている宿泊施設の今後の予定	34
③ 分煙をしている宿泊施設の今後の予定	35
④ 対策をしていない宿泊施設の今後の予定	36
(15) 屋外喫煙所の状況	37
4 禁煙・分煙の取組の表示	38
(1) 表示状況	38
(2) 表示物の入手経路	40
(3) 表示場所	41
(4) 非表示理由	42
5 従業員に対する受動喫煙対策について	43
(1) 経営者・管理者の喫煙習慣	43
(2) 従業員の喫煙の有無（経営者や管理者を除く）	44
(3) 募集・採用時での店の禁煙・分煙・喫煙状況の説明有無	45
(4) 従業員に対する受動喫煙防止対策の内容	46
(5) 未成年従業員に対する受動喫煙防止対策	47
6 東京都への要望	48
7 法律や条例による規制に対する考え方	49
(1) 受動喫煙防止対策における国の法律による全国統一的な規制について	49
① 規制への意見と具体的な規制内容	49
(2) 受動喫煙防止対策における東京都及び区市町村の条例による独自の規制について	51
① 規制への意見と具体的な規制内容	51
(3) 受動喫煙防止対策の強化に向けて示された規制案への賛否について	53
① 規制案への賛否と望ましい規制内容	53
(4) 規制案施行による施設経営への影響	56
第3部 その他の意見	
その他の意見	61
第4部 参考資料	
単純集計表	69
調査票	79